

## 卷頭言

# 独立行政法人土木研究所の役割について

田 中 康 順



独立行政法人土木研究所は、行政改革の一環として昨年の4月にスタート

独立行政法人土木研究所は、行政改革の一環として昨年の4月にスタートし、はや1年を経過し2年目を迎えてます。

平成11年1月に決定された「中央省庁等改革にかかる大綱」に基づき既存の国土交通省の3研究所が再編され、国土技術政策総合研究所および独立行政法人3研究所が設立されました。土木研究所もこの一環としてスタートしていますが、大正11年(1922年)に内務省土木研究所として発足してからの80年の歴史のなかで、戦後の改革とともに大きな組織の変革となりました。

独立行政法人とは現在国が行っている事務、業務のうち一定のものについて、法人を設立してよりよい行政サービスの提供を目指すものとなっており、「自己責任」「企業会計原則」「デスクロージャー」「能力主義」の4つがキーワードとなっています。

### 新しい土木研究所の役割とは

新しい土木研究所の役割は、土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発ならびに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備の促進に資することを目的とする(独立行政法人土木研究所法)とされています。国立大学も独立行政法人化に向かって、民間企業との共同研究を進めており、また個々の企業においては現場のニーズに対応した技術開発、生産性の向上、安全性の向上等の研究が進んでいます。

このような環境のもとで、土木研究所においては、土木技術の基礎的、本質的な研究を組織的に行いつつ、行政ニーズを踏まえ、現場に直結した課題について、民間機関との積極的な連携のもと研究を進めることが新しい土木研究所の重要な役割であると考えています。

## 民間を含む外部機関等との積極的な研究連携

従来、民間との共同研究は課題を官が提案し、公募によって行うのが原則でした。独立行政法人の発足にともない官提案型共同研究に加え、民間技術の積極的活用という観点から研究課題を民間が提案する民提案型共同研究を新しい方式として実施しています。その際、テーマの選定にあたっては、社会的・技術的要請、技術の独創性、画期性、実現性などを考慮して決定することとしています。

また、優先実施権を期間延長することにより、独占的に実施できる期間が長くなることで利益を確保しやすくなる等、研究成果が実用化されやすい環境を整備しています。今年度は、4種類10テーマが選定され、民提案型の共同研究がスタートしています。

その他、民間機関との連携としては、民間の研究機関の方々に対する土木研究所の実験施設等の貸出しや、国内の他機関からの研究者を受入れる交流研究員制度を創設し、また、外部の研究機関との有機的な連携を図るため、定期的な情報交流の場を設置しています。

## 新技術の実用化、研究成果の普及促進等のために技術推進本部を設置

独立行政法人土木研究所の発足にあたり、新技術の実用化と普及、研究成果の普及・促進等のために技術推進本部を設置しています。

技術推進本部は、共通的な研究課題に対する技術開発を中心とした研究を実施するとともに、産学官連携の研究コーディネイト、特許や新技術の実用化と普及、研究成果の普及・促進等を行います。

国際基準への対応についても関連学協会やアジア、アメリカ諸国との連携を強化するとともに、土木材料、土工分野において国際基準への対応に積極的に関与しています。特に、先端技術チームにおいては土工機械の情報化施工の国内作業グループを立上げ、主導的な活動を行っています。

また、土木研究所においては、過去の共同研究等の成果を取りまとめ、広く活用されるように、新たに土木研究所新技術情報システムを構築し、ホームページにおいて公開しています。

平成13年度からスタートした国土交通省の「公共事業における新技術活用システム」において、土木研究所として明確な役割が果たせるように、情報を発信するとともに地方整備局と連携し、開発された技術が現場に普及するよう積極的に関わり、社会資本の品質の向上やコストの縮減に貢献して行きたいと考えています。

次々に開発される新技術、設計、施工法等の客観的な評価、現場への適用方法、コストの縮減、環境対策、など公共事業の現場における課題に対して、品質保証に関わる技術アドバイザーとしての一翼を土木研究所が分担できるよう、現場との連携強化や内部体制の充実を図る所存ですので、関係の皆様方のご協力、ご支援をお願いする次第です。